

11月は「児童虐待防止推進月間」です

平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、全国的に様々な広報や啓発活動が行われます。

〈改正児童虐待防止法〉

6月19日に、親の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化を盛り込んだ改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立しました。

昨年3月に東京都目黒区で5歳の女兒が、今年1月には千葉県野田市で小学4年生の女兒が死亡するなどの事件が続いたことを受けたものです。

〈増える児童虐待〉

8月1日に厚生労働省が発表したまとめによると、全国の児童相談所が平成30年度に対応した児童虐待の件数は15万9850件（速報値）で、前年度より2万6072件（19.5%）増え、過去最多を更新したことが分かりました。これは調査を開始した平成2年度から28年連続して増加し

ています。

また、平成29年度中に虐待で死亡した子どもが65人いたとの死亡事例（心中の13人含む）の検証結果も公表されました。極めて深刻な状況です。

〈オレンジリボン運動〉

平成16年に、栃木県小山市で3歳と4歳になる兄弟が、父親の友人で同居人から度々暴行を受けていました。これを見たコンビニの店長さんが警察に通報し、一旦保護されながら、周囲の諸機関が適切な措置を取らなかつたため、9月11日にガソリンスタンドで暴行を受け、さらに、車の中でも暴行を受けるといふ事態になりました。そして、兄弟への暴行を父親に知られることを恐れた同居人が、息絶え絶えの兄弟を橋の上から川に投げ込み殺害するという事件が起こりました。

この事件を受けて平成17年、小山市の「カンガルーOYAMA」という団体が、二度とこのような事件が起こらないようにと願いをこめて始められたのが「オレンジリボン運動」

です。

〈社会全体で〉

児童虐待の背景には、閉ざされた家庭の中での親子だけの関係や、希薄になりつつある地域のつながりの中で、相談相手もなく孤独な子育てに追い詰められていく親の姿も浮かび上がります。

前述したように、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあります。子どもの命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

11月18日〜24日

全国一斉「女性の人権

ホットライン」強化週間

夫やパートナーからの暴力、ストーカー、女性をめぐる様々な人権問題の相談を受け付けます。一人で悩まないで相談をしてください。

☎0570・070・810

（直通電話）

第7回

みんなの

人権セミナー

◆日時 11月22日（金）

14時〜15時30分

◆会場 大山町役場本庁

◆演題 「誰もが分かりやすい資料の色づかい」

講師：伊賀公一さん

◆日時 11月22日（金）

19時〜20時30分

◆会場 人権交流センター

◆演題 「色弱が世界を変える〜僕らはみにくいアヒルの子なのだろうか。友達の顔を緑色に描いた僕が今でも色に関わり、世界を変えたいと思っている理由〜」

講師：伊賀公一さん

（合同会社ソラノイロ代表）

※14時からのセミナーは、町内事業所、企業向け。19時からのセミナーは住民向けの内容になります。

※託児、手話通訳等を希望される場合は、人権推進室に申し込んでください。

◆問い合わせ先

福祉介護課人権推進室

☎0859・54・2286

FAX0859・54・2413

令和元年 11月 16